

兵庫県公報

平成20年1月18日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○兵庫県公報発行規則の一部を改正する規則（文書課）	1
訓 令	
○本庁文書管理規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（文書課）	1
告 示	
○昭和45年兵庫県告示第394号の8（兵庫県公報の有償配布の料金、申込方法等）の廃止（文書課）	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県公報発行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

県民の利便性の向上を図るため、兵庫県公報を知事が設ける閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するほか、兵庫県のホームページに掲載し、インターネットを通じて広く一般の閲覧に供することとし、兵庫県公報の無償及び有償による配布を廃止することとした。

規 則

兵庫県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第1号

兵庫県公報発行規則の一部を改正する規則

兵庫県公報発行規則（昭和37年兵庫県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（閲覧）

第4条 県公報は、知事が設ける閲覧所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前項の閲覧所の場所を告示するものとする。

3 第1項の規定によるほか、県公報は、インターネットを利用する方法により、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

本庁文書管理規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三

本庁文書管理規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(本庁文書管理規程の一部改正)

第1条 本庁文書管理規程(昭和43年兵庫県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「文書等に登載原稿2部を添えて、これ」を「決裁済文書並びに登載原稿及びその電磁的記録」に改め、同条第2項中「及び登載原稿」を「並びに登載原稿及びその電磁的記録」に、「文書等」を「決裁済文書」に、「印刷」を「公報を発行し、及びこれを閲覧に供するため」に改める。

(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項中「決裁済文書に登載原稿2部を添えて、これ」を「決裁済文書並びに登載原稿及びその電磁的記録」に改め、同条第2項中「及び登載原稿」を「並びに登載原稿及びその電磁的記録」に改め、「ときは」の右に「、これを確認し」を加え、「印刷」を「公報を発行し、及びこれを閲覧に供するため」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の本庁文書管理規程第43条及び第2条の規定による改正後の地方機関処務規程第24条の2の規定は、平成20年2月1日以後に発行する公報の登載手続について適用し、同日前に発行する公報の登載手続については、なお従前の例による。

告 示**兵庫県告示第47号の2**

昭和45年兵庫県告示第394号の8(兵庫県公報の有償配布の料金、申込方法等)は、平成20年1月31日限り、廃止する。

平成20年1月18日

兵庫県知事 井戸敏三